

国立大学法人 滋賀医科大学

周辺の土地は開発ができないため敷地内にコンビニ、薬局を開設

国立大学法人滋賀医科大学は、患者や職員の利便性を高めるため開学以来、大学の隣接地の開発を要請してきた。しかし、それがかなわないため敷地内に薬局2店舗を入れたアメニティー施設の開設を決定し、2017年9月のオープンを目指す。

滋賀医科大学は、医学部附属病院外来棟の東側、公道に面した位置にアメニティー施設を建設し、その中に保険薬局2店舗を開設するプロジェクトを進めている。

このプロジェクトを担当する滋賀医科大学理事(総務・財務・施設等担当)の竹田幸博氏は、同プロジェクトの経緯を次のように振り返る。「私が滋賀医科大学に赴任したのが2014年4月です。その時の印象は、市街地から離れ、学内の周辺には物販店や飲食店もなく、不便な所だということでした」。

大学の中にはコンビニエンスストアが1軒だけであり、外来患者が1300～1500人／日、入院患者が500人以上、大学職員2000人と利用者が多く、昼食時にはいつも長蛇の列を成していた。

同大学では大学開設以来、敷地に隣接する保安林を管理する滋賀県などに、患者や職員の利便性を高める施設の建設について協力を要請してきたが、なかなかかなわなかった。

そこで、竹田氏は大学の敷地内の公道に面した駐車場の一角にコンビニエンスストアを入れることを前提にしたアメニティー施設の設置を企画した(図1)。

患者の利便性とスペース拡大が出发点

附属病院まで徒歩で来院する患者はほとんどいない。バス、タクシーなどの公共交通機関を利用するか自家用車で来院する。大半の患者は附属病院東側にある駐車場(約600台収容)を利用する。昼時にはコンビニエンスストアで買ったものを自分の車の中で食べている患者や家族の様子もよく目にされた。そのため、アメニティー施設には食事を取れるスペースも確保することにした(図2)。

また、かかりつけ薬局を持たない外来患者から「附属病院の近所に薬局があればよいのに」という声があることを竹田氏は知り、これにも対応できないかと考えた。「2014年当時、政府は規制改革を進める中で病院の敷地内への薬局開設を可能にする方向で議論が進められていたことも知っていました。この流れを注意深く見守り、規制が外されればこのアメニティー施設に薬局を誘致することも併せて検討しました」(竹田氏)。

これら患者のための店舗やスペースはアメニティー施設の1階にまとめ、2階、3階には大学のためのスペースをとった。「会議室などは病院の建物内に置く必要はありません。これらを



国立大学法人 滋賀医科大学 理事
(総務・財務・施設等担当)
竹田 幸博 氏

アメニティー施設に移し、空いたスペースは内視鏡センターなど医療サービスを提供する用途に使用します。看護師の特定行為研修も始めるため、スペース確保も大事な目的でした」(竹田氏)。

具体的なプロジェクトの進行は、薬局開設に関する規制緩和に対する厚生労働省の見解が出た後からだ。前述の用地に対して賃料を払って借り受け、アメニティー施設を建設し、コンビニエンスストアや薬局を誘致して運営する事業者の公募から始まった。3つの企業グループから提出された事業プランを大学の選定委員会で検討し、委託先を決定した。

特に薬局に対しては、2店舗の開設を必須とした。「競争関係がなければ、漫然とした運営でも成り立つでしょう。しかし、2店舗が隣接しているとお互いに見る・見られる状況を強く意識するはずですよ。つまらないミスを防ぐことは当然ですが、さらに相手に誇れるような仕事をして切磋琢磨し

てもらおうためです」(竹田氏)。

附属病院の薬剤部に対しては、滋賀県の薬局をリードする模範薬局となるように新設薬局に助言や指導を依頼している。逆に、薬局側からのフィードバックが病院薬剤部に良い刺激を与えることも期待している。

■ 患者負担が減り 医療費の削減に寄与

附属病院の院外処方箋発行枚数は約700枚/日。処方箋を受け取った患者は、病院内のFAXコーナーから利用したい薬局に処方箋を送り、そこに立ち寄り薬を受け取っている。

2017年9月のオープンを目指すアメニティー施設内に誘致する薬局は、1店舗当たり約120枚/日を見込み、常時薬剤師が3人勤務する計画だ。つまり、敷地内に開設する薬局2店舗で附属病院が発行する処方箋の約3分の1を応需することになる。

「計画通り患者さんが利用すると、薬局の調剤基本料は下がると思いますが、患者さんがこの新設薬局を利用すれば負担はその分軽減され

ます。同時に、国の保険医療財政に対しても年間何千万円かの貢献ができることとなります」(竹田氏)。

しかし、大学や竹田氏は現在通院している患者が必ずしも新設の薬局に移行するとは考えていない。院内のFAXコーナーから現在利用している薬局に処方箋を送り、そこで受け取る習慣になじんでいる患者も多いからだ。新設薬局の利用者は、開設後に来院するかかりつけ薬局を持たない患者であると予想している。

■ 薬剤師会への情報提供で 薬局の早期誘致につなげる

「敷地内」薬局を認めることに関して、立場によっていろいろな意見があるでしょう。当学の経営協議会のメンバーに元滋賀県薬剤師会会長がいますので、「敷地内」薬局誘致の構想について早くから同会に対して情報を提供し、会員がこの事業に参画できるように配慮してきました」と、竹田

氏は語る。

国立大学として公募を行いながらも比較的早くに“敷地内”薬局を誘致できた理由の1つに、早めの情報発信による相互理解があったと考えられる。

2階、3階の大学が利用するスペースに対しては、大学がアメニティー施設の運営事業者に賃料を支払う。だが、大学が受け取る土地の賃料の方が多額で、年間1千万円弱の収入が見込める。もちろん、アメニティー施設を造らず、駐車場として活用する場合より収益性は高いため、大学や病院の運営にもプラスになる。

東京大学、千葉大学、筑波大学など、いくつかの大学医学部が敷地内に薬局を誘致するプロジェクトを進行しているが、滋賀医科大学にも医学部を持つ国立大学法人を中心に視察などの問い合わせが入っているという。今回紹介したアメニティー施設開設は、多くの大学が参考にするモデルケースとなっている。

図1 薬局が入るアメニティー施設の建設予定地



病院外来棟の東側、公道に面した位置にアメニティー施設を建設する

図2 アメニティー施設のイメージ図



1階には、写真左(奥)側から薬局2店舗、コンビニエンスストア、イートインコーナーが並ぶ